



### 中国会計税務実務

### 2020年第13号

#### 今回のテーマ：企業の経済活動を支援するための販売促進に係る税務処理について

企業の経済活動の本格的な再開に向けて、潜在的な購買力を刺激させるべく、商品券を発行するなど、様々な景気刺激策がとられている。さまざまな商品券等の販売促進に関し、事業者と消費者はその税法上の影響と税務処理について知っておく必要があると思われる。そこで、今回は販売促進に係る税務処理について紹介していく。

#### 主な内容：

##### **事例：**

あるケーキ屋店（A）は、一枚40円でケーキを販売している。ケーキの原価のうち、原材料費は20元、人件費は10元である。またAは売り場（甲）で店舗を賃借し、販売を行っている。今回は次の3種類の方法で販売促進をしているケースを考える。

- ◆ 自社発行の販売促進商品券
  - ・ 消費者がアプリを通じ、「40元ごとに10元割引」の割引商品券を使用することができる
  - ・ フォロワーから20個の「いいね」を集めた消費者に対し10元のネット紅包（電子マネー）を提供する
- ◆ 政府助成金
  - ・ 政府が消費者向けに「40元ごとに10元割引」の割引商品券を発行し、消費者がその商品券を使用するごとにAに10元の政府助成金を補助する
- ◆ 甲発行の販売促進商品券
  - ・ 甲は消費者に条件なしの10元割引券を発行し、消費者がその割引券を使用するとAに10元を支払う

##### **税務分析：**

消費者にとっては、いずれも30円で40元相当のケーキを購入できることに変わりはない。しかしAにとっては、各々の販売促進方法で次のような税務処理の違いが生じる。

#### **1 消費者個人所得税**

消費者個人が「いいね」を集めネット紅包を獲得する場合、一時所得として個人所得税を納付しなければならない。即ち、Aは源泉徴収義務者としての徴収義務を果たす必要がある。【税総函[2015]409号】

#### **2 ケーキ販売に関する税務処理**

- ・ 消費者がAの自社発行の販売促進商品券を使用する場合、販売価格から割引価格を差し引いて売上を認識し、これに基づいて増値税及び企業所得税を納付することになる。ここで、発票を発行する際、販売価格と割引価格を同一の発票の金額欄にそれぞれ記入することになる。
- ・ 消費者が甲の商品券あるいは政府商品券を使用する場合も、上記と同様の方法で売上を認識し発票を発行する。
- ・ 「いいね」を集めて獲得したネット紅包を使用する場合、売上は販売価格40円で認識し、10元を販売費用として認識することになる。この場合、販売価格で増値税発票を発行することになる。

### 3 取得した補助金に関する税務処理

#### 増値税

- ・ 政府助成金

A が取得した政府からの補助金収入は、販売商品の収入と直接関連していることから、規定に基づき増値税を計算し納付することになる。【国家税務総局公告 2019 年第 45 号】

- ・ 甲発行の販売促進商品券

甲が販売促進のために、入居した店舗へ支払う補助金である。即ち、甲にとっては販売費用であるが、A にとっては販売促進に係る収益であり、増値税を納付する必要がある。

#### 企業所得税

- ・ 政府助成金

政府助成金は、今回の新型コロナウイルスによる経済の落ち込みを乗り越えるため店舗（企業）に支給されるものである。当該支給を政府助成金として所得を認識し、企業所得税を納付するのは、助成金の趣旨に反することになる。

また財税 2008 151 号にも、「一定の条件を満たす政府助成金については企業所得税を免除する。但し、その収益に対応する支出については損金算入することはできない」と規定されている。

- ・ 甲発行の販売促進商品券

A が甲から取得した補助金は課税の対象であり、その収益に対応する支出についても損金算入が可能である。

事業者・会社が取得する政府助成金あるいは売り場からの補助金につき、一時差異が発生する可能性がある。なお免税対象となる政府助成金を取得することができる場合、事業者・会社は現金支払が相対的に減少し有利となる。

#### お見逃しなく：

- 財務処理の管理体制を強化し、適切な発票を発行することにより増値税負担を低減する必要がある。
- 政府助成金収入と支出については個別に会計処理を行うことで、損金不算入とならないようにする必要がある。
- 各地方の違いによって、今回の政府助成金に関する具体的な政策が異なる可能性がある。企業は管轄税務局と十分に商談し、税負担の最適化を求める必要がある。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ：Japan@cn.gt.com